

## 令和 6 年度組織・定員について

令和 5 年 12 月  
農 林 水 産 省

令和 6 年度組織・定員については、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、持続可能で強固な食料供給基盤の確立のため、食品アクセス確保、食料安定供給に向けた構造転換、農業の持続的発展、農村の活性化等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、以下の事項を重点として所要の体制整備を図る。

**1 持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けた体制の強化**

- ① 円滑な食品アクセスの確保を図るため、関係府省と連携の下、フードバンク、こども食堂等の食料提供を担う団体に対する支援を始めとした地域での取組を推進する体制を強化するとともに、物流の生産性向上のための施策推進等を担う**物流生産性向上推進室（仮称）**を新事業・食品産業部食品流通課に設置する。
- ② 食料安定供給確保に向けた構造転換を図るため、麦・大豆の増産を推進する体制を強化するとともに、食品産業における国産原材料の利用を促進する**原材料調達・品質管理改善室（仮称）**を新事業・食品産業部食品製造課に設置する。
- ③ 農村の活性化を図る上で重要な「しごと」「暮らし」「活力」「土地利用」の観点から、関係府省と連携の下、関連施策の総合的企画・立案、調整及び推進を担う**農村活性化推進室（仮称）**を農村振興局農村計画課に設置する。
- ④ 人口減少下において生産性の高い食料供給体制を確立するため、多様な農業経営体に対して農業関連サービスを提供する事業体の育成を推進するための体制を強化する。
- ⑤ 日本産農産物・食品の輸出促進及び「みどりの食料システム戦略」に係る現場段階での一段の取組促進を図るため、**輸出対策推進官（仮称）**及び**持続的食料システム戦略推進官（仮称）**を地方農政局等に設置する。

**2 花粉発生源対策の推進と林業の成長産業化の実現に向けた体制の強化**

- ① スギ人工林の伐採・植替え等の加速化等の花粉発生源対策を強力に推進するため、**花粉発生源対策調整官（仮称）**を森林整備部森林利用課に設置する。

**3 適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化**

- ① 国際社会から厳格な資源管理体制が求められる中、不正な行為を防止するため、**漁獲管理官（仮称）**を資源管理部に設置する。
- ② 改正漁港漁場整備法も踏まえ、海業の推進や漁港の活用促進を着実に実施するため、**計画・海業推進課（仮称）**を漁港漁場整備部に設置する。